

## 岩手県医療局医師奨学資金貸付（一般枠・産婦人科特別枠）について

### 1 目的

将来岩手県立病院及び地域診療センター（以下「県立病院等」という。）の医師として業務に従事しようとする医学生に対して奨学金の貸し付けをすることにより、医学生の修学を容易にし、県立病院等の医師の充実に努めることを目的としています。

### 2 貸付対象、貸付金額、貸付期間及び貸付方法

#### (1) 貸付対象及び貸付金額

##### ア 一般枠

(ア) 国公立大学及び東北医科薬科大学医学部修学資金B方式入学者：月額 20 万円

(イ) 私立大学（東北医科薬科大学のうち上記(ア)の入学者を除く）：月額 30 万円

(ウ) 大学院生：月額 20 万円

イ 産婦人科特別枠：月額 40 万円（国公立大学医学部入学者及び東北医科薬科大学医学部修学資金B方式の入学者を除く。）

#### (2) 貸付期間

ア 医学部生 原則として大学卒業の月までの間

イ 大学院生 原則として大学院修了の月までの間

#### (3) 貸付方法

(1)の貸付金額を(2)による期間、毎月貸し付けます。

### 3 貸付の申請（面接による採否の決定後に提出）

奨学資金の貸付けを受けようとする場合は、次の書類を提出するものとします。

(1) 医療局医師奨学資金貸付申請書（様式第1号）

(2) 保証人連署の誓約書（印鑑登録証明書を添付のこと）（様式第2号）

(3) 個人情報収集及び利用に係る同意書

(4) 医療局医師奨学資金振込口座届出書

(5) 医療局医師奨学資金貸付制度に係る確認書

※ 医療局医師奨学資金貸付制度について説明を受けたことを確認するものです。  
制度の説明は面接試験時に行います。

### 4 保証人

奨学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人2名が必要となります。

保証人は、独立して生計を営む成年者で、父母がいる場合、保証人のうち1名は父又は母とします。

なお、貸付決定後に保証人連署の誓約書を提出していただきます。

### 5 貸付けの決定

書類審査及び面接試験により、貸付けすることを決定した場合は、奨学生採用通知書により申請者に通知します。

なお、不相当と認められた場合は、奨学資金貸付不承認通知書により、申請者に通知します。

### 6 貸付けの廃止

奨学資金の貸付けを受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを廃止します。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため、修学の見込がなくなると認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良となったとき。

- (4) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学資金貸付の目的を達成する見込がなくなったと認められるとき。

#### 7 貸付けの休止

奨学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学または停学処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、奨学資金の貸付けを行わないものとします。

#### 8 返還

奨学生が次の事由に該当する場合には、貸付けが開始された月分からの金額に年9%の利息相当額を貸付金額に合算した額を**即時返還**しなければなりません。

- (1) 上記6により貸付けを廃止されたとき。
- (2) 修学後速やかに医療局長が指定する県立病院等の業務につかなかったとき。
- (3) 県立病院等を退職したとき。

#### 9 返還利息の算定

上記8に記載されている利息相当額とは、医師免許取得の翌月から、それまでの貸付総額に対して算定します。医師免許取得前に即時返還することになった場合は、利息相当額は算定されません。

#### 10 返還免除

奨学生が、次に該当する場合には奨学資金の返還債務の全部または一部が免除されます。なお、臨床研修医として県立病院で研修した期間（2年間）は義務履行に含まれません。

- (1) 医療局長が指定する県立病院等に通算して奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間在職したときは、貸付額及び利息相当額の全部。  
ただし、産婦人科特別枠により月額40万円を6年間貸付けを受けた者で、分娩を取り扱う産科医療を含む産婦人科の業務に従事しなかった場合は、条例第9条第2項の規定により、返還等の免除となる在職期間は8年間になります。（在職期間は貸付年数により異なります。）
- (2) 前号に該当する場合のほか、県立病院等に通算して1年以上在職したとき。  
貸付額及び利息相当額の一部（在職期間に応じて免除となります。）
- (3) その他奨学資金を返還し難い特別の事情があると医療局長が認めるとき。

#### 11 返還の猶予

奨学生が、次のいずれかの理由に該当するときは、当該理由の継続する期間、奨学資金の返還を猶予します。（1）以外の事由に該当する時は、事前に奨学資金返還猶予申請書を提出する必要があります。

※ 猶予期間は通算して6年を限度とします。

ただし、やむを得ない理由により県外で臨床研修を行わなければならない場合は、医療局長の承認が必要です。この場合、臨床研修を行った期間を猶予期間の6年間から減じます。

- (1) 県立病院等において医師の業務に従事しているとき。
- (2) 医学生が大学を卒業後、大学の研修室その他の医学に関する研究機関において研究するとき。
- (3) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき。

#### 12 借用証書

貸付けが完了したときは、貸付けを受けた奨学資金の総額に対する奨学資金借用証書を提出していただきます。

なお、上記8及び上記10により債務が消滅した場合には、当該借用証書は返還されます。

### 13 健康・修学状況の確認

奨学生は、毎年3月中の受診に係る健康診断書及び当年度の学業成績表を、4月15日までに医師支援推進室に提出してください。

※ 書類の提出がないと継続貸付の可否の判断ができず、次年度の貸付けを行うことができませんのでご注意ください。

### 14 届出

(1) 奨学生は、奨学資金の貸付けを辞退しようとするときは、奨学資金貸付辞退届を提出する必要があるため、医師支援推進室までご連絡ください。

(2) 次に該当する場合は、必ず担当まで連絡してください。

ア 氏名または住所を変更したとき。

イ 退学したとき。

ウ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

エ 休学し、または停学の処分を受けたとき。

オ 復学したとき。

カ 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき。

ク 医師免許を取得したとき。

(3) 奨学生は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、連帯保証人変更届を提出する必要があるため、医師支援推進室までご連絡ください。

### 15 臨床研修病院の指定

大学卒業後の臨床研修は、原則として岩手県内の臨床研修病院で行うこと。

※ 義務履行期間には含まれません。